

平成19年度社会保険事業計画中間時点での取組状況

平成19年度に達成すべき目標	19年度前期の主な取組状況	19年度後期の主な取組	数値目標・計画数値			
			事項	19年度計画	19年9月末現在	
1 適用事務に関する事項 (1) 国民年金の適用の適正化 【目標】 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。 【数値目標】 届出遅れに係る勸奨状の送付対象者数：前年度を下回る	○ 事業主説明会や公共職業安定所での雇用保険受給者初回説明会等を活用して企業退職時において必要となる種別変更手続の周知を実施した。 ○ 厚生年金保険等の被保険者である国民年金第2号被保険者又はその被扶養配偶者である第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者であって、種別変更届の届出がない者については、届出勸奨によっても種別変更の届出がない場合には職権により種別変更処理を行った。 ○ 企業等に就職したとして第1号被保険者の資格喪失の届出があった者について、一定期間(6ヶ月程度)を経過してもなお、企業等から第2号被保険者の届出がない場合、第1号被保険者の資格喪失の届出が適正であったか否かについて確認を促す通知を行い、適正な届出でないことが確認された際には資格喪失の取消を行った。	○ 前期と同様に届出周知、職権適用等の取組を推進する。	数値目標	各種届出の届出遅れに係る勸奨状送付件数	前年度(4,041,677件)を下回る	2,036,954件 (年間計画の50.4%)
				(2) 厚生年金・健康保険・船員保険の適用の適正化 【目標】 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所(船員保険は船舶所有者)の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。 【数値目標】 適用事業所数に対する事業所調査件数(資格に関する調査を行ったもの)の割合：4分の1以上 (注)未適用事業所に対して立入検査をした件数を含む。	<未適用事業所の適用促進> ○ 未適用事業所を的確に把握し、継続的な加入指導の管理を徹底するために、民間委託業者との連携や事蹟管理システムを活用し管理。 ○ 未適用事業所の解消を推進するために、重点的な加入指導の対象事業所(文書や訪問による加入勸奨を実施しても加入の届出を行わない10人以上の事業所等)への計画的な加入指導や立入検査による職権適用を推進。 ○ 適用対策を計画的かつ総合的に進めるため、各社会保険事務所・事務局毎に取組目標及び具体的な計画等を定めた行動計画を策定。	○ 年度末に向け、引き続き取組を推進。 ○ 民間委託による適用促進の活用を図り、重点的な加入指導、職権による適用の強化へつなげる。 ○ 行動計画に基づく取組により、適用の適正化を推進。
訪問勸奨実施事業所数(厚生年金・健康保険)	89,905所 平成19年度行動計画(前年度を大幅に上回る)	1,930所 (年間計画の2.2%)				
重点加入指導実施事業所数(厚生年金・健康保険)	13,218所 平成19年度行動計画(前年度を大幅に上回る)	2,705所 (年間計画の20.5%)				
資	厚生年金	前年度(48,440所)を上回る	14,974所			

	<p>〈適用事業所に対する事業所調査の実施〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 届出が適正に行われていない疑いのある事業所、届出漏れが多いと思われる業種や短時間就労者、外国人労働者等を多く使用する事業所に対し重点的に事業所実地調査を実施。 ○ 地方運輸局、公共職業安定所などの行政機関等からの情報提供により、届出が適正に行われていない疑いのある事業所、届出漏れが多いと思われる業種等の事業所を、重点調査対象に選定し、事業所調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、重点的な事業所実地調査を実施。 	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">事業所調査効果件数</td> <td>格得喪関係</td> <td>大幅に上回る</td> <td>(年間計画の30.9%)</td> </tr> <tr> <td>健康保険</td> <td>前年度(40,212所)を大幅に上回る</td> <td>12,952所 (年間計画の32.2%)</td> </tr> <tr> <td>標準報酬月額関係</td> <td>厚生年金</td> <td>前年度(71,053所)を上回る</td> </tr> <tr> <td>健康保険</td> <td>前年度(69,562所)を上回る</td> <td>51,034所 (年間計画の71.8%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>52,000所 (年間計画の74.8%)</td> </tr> </table>	事業所調査効果件数	格得喪関係	大幅に上回る	(年間計画の30.9%)	健康保険	前年度(40,212所)を大幅に上回る	12,952所 (年間計画の32.2%)	標準報酬月額関係	厚生年金	前年度(71,053所)を上回る	健康保険	前年度(69,562所)を上回る	51,034所 (年間計画の71.8%)				52,000所 (年間計画の74.8%)
事業所調査効果件数	格得喪関係	大幅に上回る	(年間計画の30.9%)																	
	健康保険	前年度(40,212所)を大幅に上回る	12,952所 (年間計画の32.2%)																	
	標準報酬月額関係	厚生年金	前年度(71,053所)を上回る																	
	健康保険	前年度(69,562所)を上回る	51,034所 (年間計画の71.8%)																	
			52,000所 (年間計画の74.8%)																	
<p>(3)基礎年金番号と被保険者記録の適正な管理</p> <p>【目標】 基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎年金番号の重複付番の解消については、平成18年10月時点で判明した重複付番(22,063件)について個別訪問等を含め徹底した調査を行い、その解消に努めてきたところであり、平成19年9月末時点で8件まで解消。 また、被保険者記録の適切な管理については、年金記録適正化実施工程表に沿って、取組を進め、5000万件の未統合記録と年金受給者・現役加入者の方々の名寄せ及び「ねんきん特別便」の実施のためのシステム開発等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重複付番の早期解消を図るため、基礎年金番号が重複して払い出されている被保険者を年3回抽出し、「重複付番者一覧表」として社会保険事務所に送付する。平成19年度は、11月(10月末判明分8,392件)及び平成20年3月に当該一覧表を送付し、その解消に向けた調査を実施する予定。 ○ 5000万件の未統合記録と年金受給者及び現役加入者の方々の名寄せを行い給付に結びつくと思われる方には、その旨をお知らせする「ねんきん特別便」の送付を行うこととしている。 																		
<p>2 (1)国民年金の収納率の向上</p> <p>【目標】 国民年金保険料について、納めやすい環境づくり、効果的・効率的な納付督促の展開、強制徴収の厳正な執行、免除・猶予制度の利用促進等により、納付月数の増加と未納者数の減少を図る。 平成19年度においては、現年度分保険料の納付率が80%に達するよう最大限努力するとともに、平成17年度分保険料の最終的な納付率が74.5%に達するよう努める。</p> <p>なお、納付率向上の取組に関する評価について、次の点の検討を進め、考え方を明らかにする。</p> <p>① 未納者の具体的な状況や属性(所得、未納期間、住所の有無、納付意向(拒</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年9月末現在の現年度分納付率は、60.4%となっており、前年同期を1.3ポイント下回っている。 一方、平成17年度分保険料の納付率は、71.6%となっており、平成18年度末現在から1.0ポイント伸びている。 ○ 19年度第1期行動計画では、対策漏れ防止、経費の効果的な執行、収納対策の効果的・効果的な実施を図るため、実施すべき時期が概ね定まっている対策及び定型的に実施すべき対策について、全国統一的に実施することとし、その上で社会保険事務局・事務所毎の地域性や未納者属性を考慮した独自の対策を実施し、納付状況の改善に努めることとした。 また、督促計画については、当月までの取組状況、納付状況を踏まえた上で、 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2期行動計画では、9月末までの取組状況及び納付状況を踏まえ、最低ラインの目標とした納付月数や全額免除承認者数を確保し、更に上乗せするための行動計画を策定していくこととした。 ○ 11月の年金月間における社会保険オンラインシステムの休日稼働を利用した収納対策や年末特別対策として、現年度未納者に対して全国一斉に納付書を送付するなど収納対策の強化を図る。 ○ また、年金記録問題やねんきん特別便による影響も最大限考慮しながら、体制整備や的を絞った効果的な収納対策を逐次計画していくこととした。 ○ 強制徴収については、年金記録問題への対応等により18年度以前着手分の進捗に遅れが生じていることから、第2期 	<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">計画数値</td> <td>催告状発行件数</td> <td>1,254万件 (平成19年度第1期行動計画)</td> <td>444万件 (年間計画の35.4%) (19.5～19.9月実施分)</td> </tr> <tr> <td>電話納付督促件数</td> <td>526万件 (平成19年度第1期行動計画)</td> <td>165万件 (年間計画の31.4%) (19.5～19.9月実施分)</td> </tr> <tr> <td>戸別訪問件数</td> <td>1,530万件 (平成19年度第1期行動計画)</td> <td>660万件 (年間計画の43.1%) (19.5～19.9月実施分)</td> </tr> <tr> <td>最終催告状発送件数</td> <td>38万件 (平成19年度第1期行動計画)</td> <td>3,323件 (年間計画の0.9%) (19年9月末)</td> </tr> <tr> <td>保険料納付月数</td> <td>122,645,203月 (平成19年度第1期行動計画)</td> <td>47,075,443月 (年間計画の38.4%)</td> </tr> </table>	計画数値	催告状発行件数	1,254万件 (平成19年度第1期行動計画)	444万件 (年間計画の35.4%) (19.5～19.9月実施分)	電話納付督促件数	526万件 (平成19年度第1期行動計画)	165万件 (年間計画の31.4%) (19.5～19.9月実施分)	戸別訪問件数	1,530万件 (平成19年度第1期行動計画)	660万件 (年間計画の43.1%) (19.5～19.9月実施分)	最終催告状発送件数	38万件 (平成19年度第1期行動計画)	3,323件 (年間計画の0.9%) (19年9月末)	保険料納付月数	122,645,203月 (平成19年度第1期行動計画)	47,075,443月 (年間計画の38.4%)	
計画数値	催告状発行件数	1,254万件 (平成19年度第1期行動計画)	444万件 (年間計画の35.4%) (19.5～19.9月実施分)																	
	電話納付督促件数	526万件 (平成19年度第1期行動計画)	165万件 (年間計画の31.4%) (19.5～19.9月実施分)																	
	戸別訪問件数	1,530万件 (平成19年度第1期行動計画)	660万件 (年間計画の43.1%) (19.5～19.9月実施分)																	
	最終催告状発送件数	38万件 (平成19年度第1期行動計画)	3,323件 (年間計画の0.9%) (19年9月末)																	
	保険料納付月数	122,645,203月 (平成19年度第1期行動計画)	47,075,443月 (年間計画の38.4%)																	

否の有無)などを明らかにし、実施機関として保険料徴収に取り組む対象範囲を明確にした上で、未納者の属性に応じて実現すべき納付者数、免除者数等の目安を設定することについて検討する。

② 未加入者数の推移など納付率の算定の前提に影響を与える諸条件についてこれまでの状況を整理し、これらの条件を織り込んだ納付率を明らかにした上で、目指すべき目標の在り方を検討する。

毎月、翌月以降の督促計画を見直し、より効果的な対策を実施することとした。

○ 19年度の現年度納付率80%の目標を堅持しつつ、未加入者や特例免除の影響を排除した実力ベースの納付率も見据え、納付月数及び免除者数の最低ラインの目標を設定し取り組むこととした。

○ 行動計画の進捗状況については、記録問題への対応から、計画どおりの取組ができていない。

においても18年度以前着手分の整理を重点的に実施することとした。

		(19.4~19.8月分)
保険料納付対象月数	181,126,388月 (平成19年度第1期行動計画)	77,997,222月 (年間計画の43.1%) (19.4~19.8月分)
申請全額免除件数 (法定免除を除く)	2,201,737件 (平成19年度第1期行動計画)	1,469,353件 (年間計画の66.7%) (19年9月末)
若年者納付猶予件数	411,987件 (平成19年度第1期行動計画)	252,681件 (年間計画の61.3%) (19年9月末)
学生納付特例件数	1,698,731件 (平成19年度第1期行動計画)	1,252,212件 (年間計画の73.7%) (19年9月末)

(2) 厚生年金・健康保険・船員保険の徴収対策の推進

【目標】

厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主(船員保険は船舶所有者)に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。

〔数値目標〕

- ・ 保険料収納率
厚生年金保険:98.5%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保
政府管掌健康保険:97.9%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保
船員保険:92.1%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保
- ・ 口座振替実施率
厚生年金保険:84%以上
政府管掌健康保険:85%以上
船員保険:57%以上

(注)上記の保険料収納率は、現年度分保険料調定額及び過年度分保険料調定(繰越)額の合計額に対する当年度の収納額の割合

〈納期内納入の励行指導等〉

○ 納期内納入の励行指導として、口座振替による保険料納付の促進を図るとともに、滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分の取組を実施。

○ 計画的かつ確実に保険料収納率の向上を図るため、各社会保険事務所・事務局毎に取組み目標及び具体的な計画等を定めた行動計画を策定し、これに基づき徴収対策を推進。

○ 年度末に向け、引き続き取組を推進。

○ 引き続き長期に滞納する事業所に対する滞納整理事務の徹底による適正な債権管理を行うとともに、行動計画に基づいた取組を推進。

数値目標	保険料収納率	厚生年金	98.5%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保	92.4% (対前年同月比 +0.1%)
		健康保険	97.9%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保	91.0% (対前年同月比 +0.0%)
		船員保険	92.1%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保	80.7% (対前年同月比 +1.3%)
	口座振替実施率	厚生年金	84%以上	84.4%
		健康保険	85%以上	85.4%
		船員保険	57%以上	57.6%
計画数値	差押え実施事業所数 (実事業所数)	前年度(15,613件)を上回る	6,868件	
	滞納事業所数	前年度(108,070件)を下回る	140,110件	
	労働保険との共通調査事業所数	前年度(1,452件)を上回る	0件 ※年度の後半に実施予定	
	労働保険との共通滞納事業所選定数	前年度(3,193件)を上回る	2,506件	

<p>3 保険給付事務に関する事項</p>	<p>(1)年金給付の的確な実施 【目標】 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。 〔数値目標〕 請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)について、請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。 ・老齢基礎・老齢厚生年金・遺族基礎・遺族厚生年金 :2か月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内) ・障害基礎年金 :3か月以内 ・障害厚生年金 :3か月半以内</p>	<p>○ 平成17年度から、請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの処理日数に係るサービススタンダードを設定し、迅速化に取り組んでいる。 ○ 裁定請求書の事前送付については、業務スケジュールどおり実施した。新規裁定者に対する年金の受給に当たって知っておくべき事項及び必要な届出・手続き等を記載したパンフレットを送付した。</p>	<p>○ サービススタンダードの達成率が低い給付項目については、社会保険事務所等に対し、原因を分析させ、その結果を踏まえ、対応策を講じるよう指導する。 ○ 引き続き、裁定請求書の事前送付を業務スケジュールどおり実施する。引き続き、計画に基づき新規裁定請求者に対してパンフレットの送付を行う。</p>	<p>数値目標</p>	<table border="1"> <tr> <td>老齢基礎のみ</td> <td>2か月以内</td> <td>91.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)</td> <td>54.9%</td> </tr> <tr> <td>老齢基礎・老齢厚生年金</td> <td>2か月以内</td> <td>88.6%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)</td> <td>53.2%</td> </tr> <tr> <td>遺族基礎のみ</td> <td>2か月以内</td> <td>86.6%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)</td> <td>44.2%</td> </tr> <tr> <td>遺族基礎・遺族厚生年金</td> <td>2か月以内</td> <td>83.3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)</td> <td>64.8%</td> </tr> <tr> <td>障害基礎年金</td> <td>3ヶ月以内</td> <td>86.3%</td> </tr> <tr> <td>障害厚生年金</td> <td>3ヶ月半以内</td> <td>74.2%</td> </tr> </table> <p>※)19年9月末現在の数値は、19年4月1日以降に受付された請求書のうち、19年9月末までに年金が裁定された総件数に対する目標の達成率である。</p>	老齢基礎のみ	2か月以内	91.9%		1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)	54.9%	老齢基礎・老齢厚生年金	2か月以内	88.6%		1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)	53.2%	遺族基礎のみ	2か月以内	86.6%		1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)	44.2%	遺族基礎・遺族厚生年金	2か月以内	83.3%		1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)	64.8%	障害基礎年金	3ヶ月以内	86.3%	障害厚生年金	3ヶ月半以内	74.2%
老齢基礎のみ	2か月以内	91.9%																																	
	1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)	54.9%																																	
老齢基礎・老齢厚生年金	2か月以内	88.6%																																	
	1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)	53.2%																																	
遺族基礎のみ	2か月以内	86.6%																																	
	1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)	44.2%																																	
遺族基礎・遺族厚生年金	2か月以内	83.3%																																	
	1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)	64.8%																																	
障害基礎年金	3ヶ月以内	86.3%																																	
障害厚生年金	3ヶ月半以内	74.2%																																	
	<p>(2)健康保険の医療費の適正化 【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。 〔数値目標〕 被保険者1人当たりレセプト点検効果額(資格点検を除く) ・政府管掌健康保険: 内容点検 806円以上</p>	<p>○ 政府管掌健康保険及び船員保険のレセプトについて、縦覧点検を中心とした点検を実施。 ○ 政府管掌健康保険及び船員保険の被保険者指導について、医療費通知を送付することにより、被保険者等の指導を実施。</p>	<p>○ 引き続き、縦覧点検を中心とした効率的かつ効果的なレセプト点検調査及び被保険者指導を実施。</p>	<p>数値目標</p>	<table border="1"> <tr> <td>被保険者1人当たりレセプト点検効果額(資格点検を除く)(健康保険)</td> <td>内容点検</td> <td>806円以上</td> <td>397円 (年間計画の49.3%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外傷点検</td> <td>464円以上</td> <td>207円 (年間計画の44.6%)</td> </tr> <tr> <td>被保険者1人当たりレセプト点検効果額(資格点検を除く)(船員保険)</td> <td>内容点検</td> <td>1,173円以上</td> <td>512円 (年間計画の43.6%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外傷点検</td> <td>868円以上</td> <td>415円 (年間計画の47.8%)</td> </tr> </table>	被保険者1人当たりレセプト点検効果額(資格点検を除く)(健康保険)	内容点検	806円以上	397円 (年間計画の49.3%)		外傷点検	464円以上	207円 (年間計画の44.6%)	被保険者1人当たりレセプト点検効果額(資格点検を除く)(船員保険)	内容点検	1,173円以上	512円 (年間計画の43.6%)		外傷点検	868円以上	415円 (年間計画の47.8%)														
被保険者1人当たりレセプト点検効果額(資格点検を除く)(健康保険)	内容点検	806円以上	397円 (年間計画の49.3%)																																
	外傷点検	464円以上	207円 (年間計画の44.6%)																																
被保険者1人当たりレセプト点検効果額(資格点検を除く)(船員保険)	内容点検	1,173円以上	512円 (年間計画の43.6%)																																
	外傷点検	868円以上	415円 (年間計画の47.8%)																																

<p>外傷点検 464円以上 ・船員保険： 内容点検 1,173円以上 外傷点検 868円以上</p>			<table border="1"> <tr> <td>計画数値</td> <td>被保険者1人当たり レセプト点検効果額 健康保険(資格点検)</td> <td>2,016円以上</td> <td>985円 (年間計画の48.9%)</td> </tr> </table>	計画数値	被保険者1人当たり レセプト点検効果額 健康保険(資格点検)	2,016円以上	985円 (年間計画の48.9%)																										
計画数値	被保険者1人当たり レセプト点検効果額 健康保険(資格点検)	2,016円以上	985円 (年間計画の48.9%)																														
<p>(3) 健康保険の現金給付の適正化 【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。 【数値目標】 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)について、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。 ・傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、家族出産育児一時金、埋葬料(費)、家族埋葬料:3週間以内</p>	<p>○ 平成17年度から、請求書を受け付けてから、支給決定通知書が届くまでの処理日数に係るサービススタンダードを設定し、迅速化に取り組んでいる。</p>	<p>○ サービススタンダードの達成率が低い給付項目については、社会保険事務所等に対し、原因を分析させ、その結果を踏まえ、対応策を講じるよう指導する。</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">数値目標</td> <td>目標処理期間(サービススタンダード)</td> <td>傷病手当金</td> <td>3週間以内</td> <td>91.6%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>出産手当金</td> <td>3週間以内</td> <td>88.6%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>出産育児一時金</td> <td>3週間以内</td> <td>96.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>家族出産育児一時金</td> <td>3週間以内</td> <td>96.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>埋葬料(費)</td> <td>3週間以内</td> <td>86.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>家族埋葬料</td> <td>3週間以内</td> <td>90.6%</td> </tr> <tr> <td colspan="5">※)19年9月末現在の数値は、19年4月1日以降に受付された請求書のうち、19年9月末までに給付金が決定された総件数に対する目標の達成率である。</td> </tr> </table>	数値目標	目標処理期間(サービススタンダード)	傷病手当金	3週間以内	91.6%		出産手当金	3週間以内	88.6%		出産育児一時金	3週間以内	96.5%		家族出産育児一時金	3週間以内	96.5%		埋葬料(費)	3週間以内	86.0%		家族埋葬料	3週間以内	90.6%	※)19年9月末現在の数値は、19年4月1日以降に受付された請求書のうち、19年9月末までに給付金が決定された総件数に対する目標の達成率である。				
数値目標	目標処理期間(サービススタンダード)	傷病手当金	3週間以内		91.6%																												
		出産手当金	3週間以内		88.6%																												
		出産育児一時金	3週間以内		96.5%																												
		家族出産育児一時金	3週間以内		96.5%																												
		埋葬料(費)	3週間以内		86.0%																												
		家族埋葬料	3週間以内	90.6%																													
※)19年9月末現在の数値は、19年4月1日以降に受付された請求書のうち、19年9月末までに給付金が決定された総件数に対する目標の達成率である。																																	
<p>4 年金相談等の充実に関する事項</p> <p>【目標】 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報の提供の充実を図る。</p>	<p><年金相談体制の充実> ○ 19年4月から5月末までの間、第2月曜日は全ての社会保険事務所、その他の月曜日は主要な社会保険事務所において年金相談の受付時間を午後7時まで延長。19年6月4日から9月21日までの間、全ての社会保険事務所において、平日の年金相談受付時間を午後7時まで延長。なお、9月21日以降も毎週月曜日については、全ての社会保険事務所において午後7時まで年金相談受付時間の延長を継続して実施。 ○ 毎月第2土曜日は全ての社会保険事務所において年金相談を実施。 なお、19年6月9日から9月16日までの間、全ての社会保険事務所において、土曜日、日曜日、祝日の年金相談を実施。 ○ 18年10月から実施している年金相談の予約制を引き続き実施。 ○ 越谷社会保険事務所の新設に伴い、越谷年金相談センターを19年9月末に廃</p>	<p>○ 引き続き、毎週月曜日の年金相談受付時間の延長及び第2土曜日の年金相談、24時間及び土曜日・日曜日でも受付可能な年金記録照会専用電話「ねんきんあんしんダイヤル」を実施。 ○ ねんきん月間(11月)における11月第2・第4土曜日、日曜日を開庁した年金相談体制を実施。 ○ 年金電話相談センターを集約化・効率化の観点から全国3カ所のコールセンターに集約することとし、20年3月から第2コールセンターを設置することに伴い、15カ所の年金電話相談センターを廃止。 ○ 「ねんきん特別便」の送付に対応した電話相談体制として、「ねんきん特別便専用ダイヤル」を設置。</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">計画数値</td> <td>ねんきんダイヤル 応答率</td> <td>80%</td> <td>56% (19.4~19.9平均)</td> </tr> <tr> <td>年金加入状況の 通知件数</td> <td>11,760,000件 (社会保険料控除証明書の裏面を活用して、 11月1日に本年度実施分を送付済)</td> <td>11,366,069件</td> </tr> <tr> <td>35歳到達者への 通知件数</td> <td>2,054,000件</td> <td>1,001,239件 (年間計画の48.7%)</td> </tr> <tr> <td>被保険者記録の 事前通知件数</td> <td>2,023,000件</td> <td>1,045,547件 (年間計画の51.7%)</td> </tr> </table>	計画数値	ねんきんダイヤル 応答率	80%	56% (19.4~19.9平均)	年金加入状況の 通知件数	11,760,000件 (社会保険料控除証明書の裏面を活用して、 11月1日に本年度実施分を送付済)	11,366,069件	35歳到達者への 通知件数	2,054,000件	1,001,239件 (年間計画の48.7%)	被保険者記録の 事前通知件数	2,023,000件	1,045,547件 (年間計画の51.7%)																	
計画数値	ねんきんダイヤル 応答率	80%	56% (19.4~19.9平均)																														
	年金加入状況の 通知件数	11,760,000件 (社会保険料控除証明書の裏面を活用して、 11月1日に本年度実施分を送付済)	11,366,069件																														
	35歳到達者への 通知件数	2,054,000件	1,001,239件 (年間計画の48.7%)																														
	被保険者記録の 事前通知件数	2,023,000件	1,045,547件 (年間計画の51.7%)																														

	<p>止。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 19年7月17日に、中央年金相談室を移転し、第1コールセンターを設置。 ○ 19年7月30日、31日の2日間、社会保険労務士を対象とした研修を実施。 ○ 18年8月21日から実施している年金記録相談の特別強化体制を19年度においても引き続き実施。 ○ 19年6月11日から、24時間及び土曜日・日曜日でも受付可能な年金記録照会専用電話「ねんきんあんしんダイヤル」を設置。 ○ 19年7月10日から8月10日の間、東京商工会議所及び全国社会保険労務士会連合会の協力を得て、東京商工会議所ビルに臨時の年金相談窓口を設置。 																								
<p>5 保健事業及び福祉施設事業に関する事項</p> <p>(1)保健事業の実施 【目標】 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。 特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行による特定健診・特定保健指導の義務化を見据えて、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。 【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診実施割合 政府管掌健康保険 :34%以上(40歳以上の被保険者) 船員保険 :39%以上(40歳以上の被保険者) ・ 事後指導 :実施者数が前年度の実績を上回る 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健診申込みが集中する年度当初に、未受診事業所を中心とした電話や訪問などによる受診勧奨を行うとともに、パンフレット等を利用した広報を実施。 また、健診実施割合と事後指導実施数の向上に努めるため、健診単価の見直しを行い、新たに健診実施機関として180機関を指定(平成19年4月現在、2,015機関)し、健診受診者の利便性の向上を図った。 ○ 各社会保険事務局における健診受診率の向上に寄与するよう計画的な受診勧奨を実施するための個別実施計画を策定し、効果的・効率的な事業を実施。 ○ 平成20年4月からの特定健診等の円滑な実施のため、地方事務局における進捗管理の徹底や、財団との連携、市町村等への協力要請について直接指導を行い、計画的な事業実施の推進を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会保険事務局における体制整備及び事業の進捗状況の指導を継続して行うとともに、特定健康診査及び特定保健指導の業務処理方式等について具体的な検討を行い、実施計画を策定。 	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">数値目標</td> <td>健診実施割合</td> <td>健康保険 34%以上(40歳以上の被保険者)</td> <td>19.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>船員保険 39%以上(40歳以上の被保険者)</td> <td>18.3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事後指導</td> <td>実施者数が前年度の実績(653,864人)を上回る</td> <td>344,818人 (年間計画の52.7%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計画数値</td> <td>健診実施者数</td> <td>健康保険(40歳以上被保険者) 3,633,240人</td> <td>1,961,154人 (年間計画の54.0%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>船員保険(40歳以上被保険者) 16,026人</td> <td>7,528人 (年間計画の47.0%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事後指導実施者数</td> <td>674,103人</td> <td>344,818人 (年間計画の51.2%)</td> </tr> </table>	数値目標	健診実施割合	健康保険 34%以上(40歳以上の被保険者)	19.9%		船員保険 39%以上(40歳以上の被保険者)	18.3%		事後指導	実施者数が前年度の実績(653,864人)を上回る	344,818人 (年間計画の52.7%)	計画数値	健診実施者数	健康保険(40歳以上被保険者) 3,633,240人	1,961,154人 (年間計画の54.0%)		船員保険(40歳以上被保険者) 16,026人	7,528人 (年間計画の47.0%)		事後指導実施者数	674,103人	344,818人 (年間計画の51.2%)
数値目標	健診実施割合	健康保険 34%以上(40歳以上の被保険者)	19.9%																						
		船員保険 39%以上(40歳以上の被保険者)	18.3%																						
	事後指導	実施者数が前年度の実績(653,864人)を上回る	344,818人 (年間計画の52.7%)																						
計画数値	健診実施者数	健康保険(40歳以上被保険者) 3,633,240人	1,961,154人 (年間計画の54.0%)																						
		船員保険(40歳以上被保険者) 16,026人	7,528人 (年間計画の47.0%)																						
	事後指導実施者数	674,103人	344,818人 (年間計画の51.2%)																						
<p>(2)保健・福祉施設事業の実施 【目標】 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会保険病院の見直し(整理合理化計画)については、平成15年度から17年度までの経営実績の評価及び取扱方針を検討。 ○ 厚生年金病院の整理合理化計画について、地域の医療体制を損なうことのないよう検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会保険病院の整理合理化計画を策定する。 ○ 厚生年金病院の整理合理化計画を策定する。 																							

	<p>○ 終身利用老人ホームサンテール千葉について取扱方針を検討。</p> <p>○ 船員保険福祉施設の整理合理化について、「船員保険事業運営懇談会施設検討小委員会」を開催。</p> <p>(参考)</p> <p>・RFOにおける平成19年度上半期の実績</p> <table border="1"> <tr> <td>落札物件数</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>落札金額</td> <td>12,724百万円</td> </tr> </table> <p>【発足以来の落札実績(累計)】 (平成17年10月1日～平成19年9月30日)</p> <table border="1"> <tr> <td>落札物件数</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>落札金額</td> <td>47,595百万円</td> </tr> </table>	落札物件数	18	落札金額	12,724百万円	落札物件数	97	落札金額	47,595百万円	<p>○ 終身利用老人ホームサンテール千葉についての取扱方針を策定する。</p> <p>○ 「船員保険事業運営懇談会施設検討小委員会」における検討を踏まえ、船員保険福祉施設の整理合理化計画を策定する。</p>														
落札物件数	18																							
落札金額	12,724百万円																							
落札物件数	97																							
落札金額	47,595百万円																							
<p>6 業務全般に関する事項</p> <p>(1) 国民サービスの向上</p> <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> サービスの向上により、お客様の満足度を向上させる。 お客様の視点に立ったサービス実現のため、お客様への情報提供及びニーズ把握を推進し、サービスの改善に反映させる。 <p>〔数値目標〕 「お客様満足度」調査によるお客様満足度:前年同期以上</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年1月</th> <th>18年7月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年金相談窓口 (全体の満足度)</td> <td>89%</td> <td>89%</td> </tr> <tr> <td>年金相談以外の窓口 (全体の満足度)</td> <td>87%</td> <td>84%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)数値はアンケート調査における5段階評価で「満足」及び「やや満足」の評価を得た割合。</p> <p>(2) 予算執行の透明化</p> <p>【目標】 予算の執行に当たっても、更に業務の再点検により、低コストの実現、コスト効率の向上に努めるとともに、競争入札等の徹底を図り、予算執行の透明性を向上</p>		19年1月	18年7月	年金相談窓口 (全体の満足度)	89%	89%	年金相談以外の窓口 (全体の満足度)	87%	84%	<p>○ 社会保険事務所における年金記録問題への対応を考慮し、平成19年7月分の「お客様満足度」調査(窓口サービスの満足度に関するアンケート調査)は未実施。</p> <p>○ 前年度に引き続き、サービス改善協議会を社会保険事務局において開催し、サービスの改善・充実に向けた取組を行った。</p> <p>○ 本庁において「調達委員会(平成16年10月設置)」、地方社会保険事務局において「契約審査会(平成17年4月設置)」を開催し、調達の必要性、数量や契約方法を審査。</p> <p>○ 500万円以上の随意契約を事前に厚生労働副大臣に報告(平成17年1月より)。1</p>	<p>○ 後期については、「お客様満足度」調査を行う。</p> <p>○ 今後もサービス改善協議会を社会保険事務局において開催し、サービス改善・充実に向けた取組を行う。</p> <p>○ 引き続き、「調達委員会」、「契約審査会」及び「随意契約審査委員会」における審査並びに厚生労働副大臣への報告等を通じ、契約事務の適性化及び透明性の確保を促進。</p>	<p>数値目標</p> <p>「お客様満足度」調査によるお客様満足度の向上</p> <table border="1"> <tr> <td>前年同期以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年金相談窓口 (全体の満足度)</td> <td>18.7月 89% 19.1月 89%</td> </tr> <tr> <td>年金相談以外の窓口 (全体の満足度)</td> <td>18.7月 84% 19.1月 87%</td> </tr> </table> <p>社会保険事務所での年金記録問題への対応を考慮し、平成19年7月分は未実施。</p> <p>計画数値</p> <table border="1"> <tr> <td>競争入札割合</td> <td>100万円以上の契約について、競争入札の件数が占める割合が60%以上</td> <td>59%</td> </tr> <tr> <td>調達コストの削減</td> <td>調達計画額の10%以上を削減</td> <td>11%</td> </tr> </table>	前年同期以上		年金相談窓口 (全体の満足度)	18.7月 89% 19.1月 89%	年金相談以外の窓口 (全体の満足度)	18.7月 84% 19.1月 87%	競争入札割合	100万円以上の契約について、競争入札の件数が占める割合が60%以上	59%	調達コストの削減	調達計画額の10%以上を削減	11%
	19年1月	18年7月																						
年金相談窓口 (全体の満足度)	89%	89%																						
年金相談以外の窓口 (全体の満足度)	87%	84%																						
前年同期以上																								
年金相談窓口 (全体の満足度)	18.7月 89% 19.1月 89%																							
年金相談以外の窓口 (全体の満足度)	18.7月 84% 19.1月 87%																							
競争入札割合	100万円以上の契約について、競争入札の件数が占める割合が60%以上	59%																						
調達コストの削減	調達計画額の10%以上を削減	11%																						

<p>させる。</p>	<p>00万円以上の随意契約を「随意契約審査委員会(平成17年3月設置)」において事後審査し、その結果をホームページに掲載。</p> <p>○ 消耗品の購入、社会保険事務所庁舎の機械警備及び複写機のリース・保守契約等について、社会保険事務局において管下の社会保険事務所分を含めて一括調達することや、社会保険事務局等で調達している各種帳票の一部について、本庁で一括調達すること(平成18年度より)により、調達コストの削減や競争入札への移行を促進。</p>	<p>○ 引き続き、社会保険事務所における契約事務については社会保険事務局に集約して実施することとし、調達案件の集約化、競争入札への移行等を図ることにより、調達コストの削減や競争入札の徹底を促進。</p>																
<p>(3) 広報活動の推進</p> <p>【目標】 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。 〔数値目標〕 生徒に対する年金セミナーの実施率を全中学・高校数の35%以上とする。</p>	<p>○ 平成17年度に作成した「総合パンフレット」(国民年金のメリット、安心感などの訴求ポイントを分かりやすく解説)及び「目的別チラシ」(国民の多様な関心事項に的確に回答)をリニューアルし、平成19年度版を作成。また、本年度より、全国統一で使用する「ねんきん被保険者のしおり」を作成して、年金手帳送付の際に同封するなど、これらの広報素材をもとに、年金制度の意義役割の周知、年金制度に対する漠然とした不信感を払拭するための広報を展開。</p> <p>○ 学校における年金教育をより一層推進し、中・高校生を対象とした年金セミナーの順次拡大を図るため、「中学校及び高等学校における年金教育の実施について」を地方社会保険事務局長へ発出し、その取組にかかる実施要綱を示した。また、大学生の公的年金制度への参加意識を醸成するため、年金制度に精通した大学教授等を講師として選任し、大学ごとに年金セミナーを開催。</p>	<p>○ 年度末(2月)に向けて、新聞広告等を利用した集中的な年金広報を計画するとともに、効果測定を実施し、その結果をもとに翌年度の年金広報の計画を策定する。</p> <p>○ 社会保険庁ホームページにおいて、年金制度を解説したネット番組の配信と子供向けのキッズページなどのわかりやすい広報に努める。</p> <p>○ 中学生及び高校生を対象とした年金作品コンクールを都道府県教育委員会等と連携して、地方社会保険事務局において実施するとともに、各都道府県の優秀作品の中から、さらに最優秀作品の選定を行い長官表彰を実施する。</p>	<table border="1"> <tr> <td>ホームページアクセス数</td> <td>6,500万件</td> <td>6,500万件 (年間計画の100%)</td> </tr> <tr> <td>新聞広報の接触率</td> <td>前年度(24.4%)を上回る</td> <td>2月に新聞等広報を実施予定</td> </tr> <tr> <td>年金セミナー</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 中学・高校生対象</td> <td>35%</td> <td>34.7%</td> </tr> <tr> <td> 大学生対象</td> <td>前年度(22校)を上回る</td> <td>1校</td> </tr> </table>	ホームページアクセス数	6,500万件	6,500万件 (年間計画の100%)	新聞広報の接触率	前年度(24.4%)を上回る	2月に新聞等広報を実施予定	年金セミナー			中学・高校生対象	35%	34.7%	大学生対象	前年度(22校)を上回る	1校
ホームページアクセス数	6,500万件	6,500万件 (年間計画の100%)																
新聞広報の接触率	前年度(24.4%)を上回る	2月に新聞等広報を実施予定																
年金セミナー																		
中学・高校生対象	35%	34.7%																
大学生対象	前年度(22校)を上回る	1校																
<p>(4) 個人情報の保護及び情報の公開</p> <p>【目標】 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。</p>	<p>○ 端末操作に必要なカードによる厳重な管理、アクセス内容の監視、職員に対する個人情報保護研修等を実施。</p>	<p>○ 引き続き、取組を実施。</p>	<table border="1"> <tr> <td>個人情報保護研修受研率</td> <td>100%</td> <td>77%</td> </tr> </table>	個人情報保護研修受研率	100%	77%												
個人情報保護研修受研率	100%	77%																
<p>(5) 社会保険オンラインシステムの見直し</p> <p>【目標】 社会保険業務の業務・システム最適化</p>	<p>○ 社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき</p>	<p>○ 社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき</p>																

計画に基づき、見直しを実施する。

- ・ 新規オープンシステムを構築するための詳細設計以降の設計・開発業務の調達に係る意見招請
- ・ 端末設備のオープン化を図るためのハードウェア調達を実施。

- ・ 新規オープンシステムを構築するための詳細設計以降の設計・開発業務の調達
- ・ 記録管理システムのサーバ集約・更改に係る設計・開発業務の調達
- ・ 記録管理システム及び基礎年金番号管理システムのメインフレームの更改・集約の実施を予定している。

(6)組織の改革

【目標】

社会保険庁における内部統制(ガバナンス)の強化や事業管理の確保等を図り、また、組織及び人員配置の地域間の格差を是正し、業務に応じた最適配置を図る。

- 社会保険大学校が実施する原則全てのカリキュラムにおいて法令遵守研修を実施するとともに、地方社会保険事務局が実施する研修においても、法令遵守研修を必須開催とした。
- 国会の承認を受け、2箇所(青梅、越谷)に社会保険事務所を設置(平成19年10月)
- 事務所監察において、事前予告なしで不適正な事務処理の早期発見と是正を重視した適正検査を実施。
- 内部監査部門(業務監察担当)、運営改善への参画、内部監察規定等の策定等のため、民間人材1名を特別社会保険指導官に登用。(平成19年4月)
- 18年度より一定官職以上の職員に対して実施した人事評価制度について、平成19年4月より全職員を対象として本格実施し、評価の結果を活用すること等により、能力本位等の任用を徹底。
- 事務局等の幹部職員の人事については、人事評価の結果を活用すること等により、職務遂行能力や人物を重視する本庁主導の人事を徹底。また、広域異動を推進する観点から、ブロック担当事務局長がブロック内の事務所長等の任用方針を策定する等の役割を担うことを明確にした。(19年度人事異動より実施)
- 事務所長等の幹部職員の広域異動については、18年度68名から19年度114名に拡大。また、事務所係長・係員クラス等の職員の広域異動については、18年度257名から466名に拡大。(平成19年10月1日現在)
- 19年4月に4名の民間人材を事務所長に登用。

- 社会保険事務局・事務所ごとに定められている事務処理規程を廃止し、全国統一的な事務処理規程を策定・実施。
- 市川に社会保険事務所を設置。(平成20年3月予定)

- システム開発部門等への民間人材の採用については、平成19年7月までに2名採用。これにより18年度採用4名と併せて計6名を配置し体制を拡充。
- 地方職員の本庁への配置数は、平成18年10月時点で106名(46事務局)から128名(44事務局)に拡大。他方、本庁職員の事務局への配置数は、本庁機能を充実する必要もあり、平成18年10月時点で174名(47事務局)から、128名(42事務局)となった。(平成19年9月1日現在)
- 地方職員の本庁主要ポストへの登用については、本庁登用後、事務局長等に任用した者を含め、平成18年10月時点で13名から、新たに5人を登用。退職をした者等を除き、平成19年9月時点で12名を登用している。
- 他府省との人事交流については、18年度に国税庁から2名の受入を実施。平成19年7月異動では、さらに4名の受入を拡大。
- 人員配置の見直し計画の最終年として218人の配置見直し計画を実施。(平成19年4月事務局へ通知)
- 事務局の人員について、平成19年度において、国民年金保険料の強制徴収のための人員を500人増員し、18年度からの2年間で計1,000人を増員。

○ 事務所長への民間人材の登用については、引き続き、公募を実施し平成20年2月に複数名を採用する予定。

○ システム開発部門等への民間人材の採用については、引き続き、公募を実施し平成20年4月に複数名を採用する予定。

(7) 政府管掌健康保険の公法人化見据えた体制づくりの推進

【目標】

平成20年10月の全国健康保険協会の設立を見据え、保険者機能の強化を図り、地域の被保険者等の意見を反映した効果的な保健事業や情報提供の充実など被保険者サービスの向上を図るとともに、協会に業務を移管するための検討・準備を進める。

(医療保険課)

- 全都道府県の社会保険事務局において、地域の事業主、被保険者及び学識経験者の参画による、健康保険事業に関する懇談会を開催し、必要な情報提供を行うとともに、事業運営に関する被保険者等の意見を聴取した。
- 健康保険事業について、被保険者の参画・協力による事業の推進を図るため、広報、相談、各種事業の推進、モニター等、事業に協力していただく被保険者を健康保険委員(健康保険サポーター)として、1,909名を委嘱した。
- 健康保険給付業務等について、都道府県単位で受付から支払までの業務の集約化を推進した。

(医療保険課)

○ 引き続き、懇談会の開催等を通じて、被保険者等に対する情報提供の充実を図るとともに、地域の被保険者等の意見を踏まえた事業運営を推進する。

○ 引き続き、健康保険委員制度の実施等を通じて、被保険者の参画・協力による事業の推進を図る。

○ 引き続き、健康保険業務の集約化を図るとともに、郵送化等により、被保険者が来所しなくても申請等の手続が完結でき

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国健康保険協会の健康保険業務システムについて、設計を終了し、プログラム開発を実施。 ○ レセプト点検センターの活用など支部の事務所の選定・設営に必要な検討作業を進めた。 	<p>るような環境整備を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度からの総合テスト等に移行できるよう、引き続き、システムの開発やマニュアルの作成等を計画的に進める。 ○ 全国健康保険協会への業務の円滑な移管を図ることができるよう、本部・支部の選定・設営や業務の移管に向けた準備作業を進める。 ○ 全国健康保険協会設立委員会から提示された協会の職員の労働条件及び採用基準に従い協会の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成して設立委員会に提出する。 	
--	--	---	--